

【学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士】

能力資格要件

理屈通り行動を変えられない背後にある、隠れた過去の未解決な問題への気づき、癒し、再学習から再解決を促し、問題解決の行動変容を支援する技能を持つものとして、ヘルスカウンセリング学会資格審査機構で認定された学会員

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資格審査のために提出する記録

1. SAT 問題解決療法の音声記録及びシート記録
2. 2018年版 SAT 問題行動変容法（簡略版幼少期再解決版）あるいは2017年版 SAT 行動変容療法（幼少期再解決版）の音声記録及びシート記録

評価シートの提出

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の認定基準による評価シートの提出

評価基準（学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の審査のためのガイドライン）

1. SAT 問題解決療法の合格基準は、
 1. 手順どおり、進められているか
 2. ストレス度が0%に低下しているか
 3. 行動目標が100%の実行自信度になっているか
 4. 音声記録の中で、クライアント役に、安心と自信を示す「張りのある」音声がみられるか
 5. カウンセラー役の共感的励ましの言葉が審査員の「胸に感じる」共感性をもつもので判断する。
2. SAT 問題行動変容法（簡略版幼少期再解決版）及びSAT 行動変容療法（幼少期再解決版）の合格基準は、
 1. 手順がスムーズに進められ、技法が熟練しているか。
 2. 行動変容目標に対する妨げる感情と心の声と身体感覚と鍵状況の文脈性の一致の確認ができているか
 3. 心傷風景連想法の問いかけが、共感的であり、スムーズな連想が進むものになっているか。
 4. 本人のストレスを反映する身体違和感が代理顔表象を用いて、ストレス度が0%になったか。
 5. 心傷風景の再解決イメージへの記憶の書き換えがスムーズに進められているか。
 6. 心傷風景の再解決イメージへの記憶の書き換えによって現在の問題行動の変容イメージがスムーズにすすめられているか。
 7. 2017年版 SAT 行動変容療法（幼少期再解決版）については、逆流説明法によって、現在の問題と過去の問題にみられる愛着獲得の行動パターン（愛着心理パターン）の課題に共通するものの気づきを促しているか。過去の養育者との関係の未解決な問題が現在の問題行動を変容できない原因行動になっていることに気づかせているか。
 8. 2017年版 SAT 行動変容療法（幼少期再解決版）については、行動目標が、逆流説明法で明らかになった愛着獲得行動の心理パターンの課題を克服できる大目標を設定したか。またその大目標を実現する中目標になっているかを気質コーチングの観点から確認しているか。またその中目標を具体的に達成できそうな100%以上の実行自信度を持つ小目標化がなされているかを確認し、その後その小目標で本人の現在の問題が解決できるかを確認しているか。
 9. テープの記録の中で、セラピーの結果クライアント役に、安心と自信を示す「張りのある」音声がみられるようになったか。

資格の登録

1. 学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士は、学会資格取得研修（SAT カウンセラー・セラピスト研修）の問題解決（旧行動目標）、自己成長、行動変容の各コースを順に受講してください。
2. 学会公認健康行動変容支援士については、学科試験に合格することが前提となります。セミナーの第1日目終了後（原則として）に学科試験がありますので、当日試験料2,000円（税込）を添えてお申し込みください。
※学会公認行動変容支援士については、学科試験は義務付けられていません。
3. セミナー修了のほか、SAT 問題解決療法およびSAT 行動変容療法（幼少期再解決版）を行い、
 - ① その音声記録
 - ② その所定シートに記述した判読できる紙記録
 - ③ 自己審査結果を記入した学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の認定基準による評価シート
 - ④ 資格審査料（音声記録審査含む）5,000円（税込）の振込み※を添えて提出（学会事務局に郵送）し、審査機構の審査を受けてください。
4. 審査項目（評価シート）の該当する箇所すべてに「自動的にできる」の評価を得られれば合格となります。
5. 審査終了後、（合格者の場合）審査結果と公認登録申請に必要な書類が学会事務局から返送されますので、合格となった学会員※は
 - ① SAT カウンセラー・セラピスト研修の問題解決（旧行動目標）、自己成長、行動変容の各コースの修了証のコピー
 - ② 学会公認健康行動変容支援士を登録される方は「学会公認健康行動変容支援士」学科試験の合格証コピー
 - ③ 学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資格申請書を学会事務局に提出し
 - ④ 資格公認登録料（3,000円、税込）（予備審査制をご利用の方は、資格審査料の差額2,000円を合わせて）をお振り込みください。後日、合格通知された該当資格の証書が送付されます。

※ 音声記録及びシート記録審査の予備審査制（3,000円（税込））もありますので、ご利用ください。

【振込先】

みずほ銀行口座へお振込みの場合

・みずほ銀行、本八幡（トヨタ）支店、普通、1366762、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合

・ゆうちょ銀行、記号001003 番号601936、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

《お願い》* ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合、入金確認に5日程かかります。お急ぎの場合は、振込を証明する資料のコピーを同封するか、又は、みずほ銀行口座にお振込みください。* 個人名でのお振込みをお願いします。

※※ 資格認定には、NPO法人ヘルスカウンセリング学会の会員であることが必要です。入会登録申請をされる方は学会事務局にご連絡ください。なお学会入会申込みにつきましては「入会手続き」をご覧ください。

資格の更新

1. 学会ホームページに掲載されている資格者リスト（現在一時掲載を中止しています）に記されている3年後の更新時期をチェックし、時期がきたら下記の更新手続きをお願いします。また更新2ヶ月前になると学会事務局から「更新のお知らせ」が届く予定です。
2. 同封された「資格更新申請書」を記載の上、事務局にご返送ください。
3. 資格更新には、資格取得後または前回更新後から3年間に、
 - ① 3単位以上の研修（講師会研修を含めセミナー研修参加は1回につき1単位、本学会大会参加は1回につき1単位に相応）が必要です。
 - ② 学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資格の技能を持続して所有していることを示していただくため、該当資格能力相当の実践事例報告が必要です。資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙の提出が必要となります。対象のクライアントに使用目的を説明し、承諾書（形式任意）を書いてもらったうえで1事例の臨床記録報告に該当するものを提出していただくか、もしくは研修において資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙を提出するか、いずれかを選択してください。本学会は、公認行動変容支援士・健康行動変容支援士資格の審査のためのシート記録紙を用意していますので、会員の方はパスワードを入れ、学会ホームページからダウンロードして

活用してください。

③有資格者として常にレベルアップを考え、特に最新の知識を得るためにリフレッシュのための研修参加を要します。

4. 3の①～③の条件が満たされない場合は、行動変容コースあるいは資格チャレンジコースのセミナー研修を受講し、課題（資格能力相当の演習事例報告の記録紙）を提出することによって再審査され資格更新が認められることになります。
5. 申請書が認められましたら、事務局より登録のご案内が届きます。更新料金 2,000 円（税込）を振り込まれますと証明書が届きます。

（留意事項）

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の更新により、学会公認傾聴支援士資格を持っている場合それは自動的に資格更新されます。但し、本学会公認ソーシャルスキルトレーナーというトレーナー系や本学会公認グループカウンセラー・グループヘルスカウンセラーというグループアプローチ系の資格は含まれません。

■ 関連資料

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資料一式
〔PDF 版〕を〔学会員専用〕ページよりダウンロードできます。

（2018年1月1日改訂）

ヘルスカウンセリング学会資格審査機構